

水力設備の技術基準の解釈への引用要請およびJESC規格の改定の審議について

日電規委 24 第 023 号
平成 24 年 8 月 31 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、発電用水力設備の技術基準の解釈第 23 条、第 33 条への JESC 規格の引用要請および JESC 規格の改定について平成 24 年 10 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 水力専門部会; 引用規格「水力設備に使用する樹脂管」の制定と引用要請について
- (2) 送電専門部会; 「架空電線路の支持物に施設する支線へのワイヤロープの適用」(JESC E3003) の改定について
- (3) 配電専門部会; 「配電規程(低圧及び高圧)」(JESC E0004) の改定について
- (4) 発変電専門部会; 「発変電規程」(JESC E003) の改定について

2. 案件の趣旨, 目的, 内容等について

- (1) 水力専門部会; 引用規格「水力設備に使用する樹脂管」の制定と引用要請について

a. 改正要請を策定した委員会

水力専門部会(事務局: 社団法人 日本電気協会)

b. 改正要請の趣旨, 目的, 内容等

発電用水力設備の技術基準の解釈(以下, 水技解釈という)第 23 条「水路のコンクリート以外の使用材料」における材料の記載については, 鋼材及び強化プラスチック管のみが示されています。また, 水技解釈第 33 条「管胴本体の許容応力」には, 鋼材, コンクリート及び強化プラスチック管のみが示されています。

第 62 回日本電気技術規格委員会において, 水力発電設備の水路に使用する樹脂管の規程, JESC H0002(2010)「水力発電設備の樹脂管(一般市販管)技術規程」が承認・制定されており, 今回は, 現場における樹脂管の利便性向上を目的に, 水技解釈の記載項目に該当する事項を抜粋した, JESC 規格「水路に使用する樹脂管(一般市販管)及びその許容応力」を制定し, 経済産業省 原子力安全・保安院に引用を要請することについて, 評価を行うものです。

- (2) 送電専門部会; 「架空電線路の支持物に施設する支線へのワイヤロープの適用」(JESC E3003) の改定について

a. 改正要請を策定した委員会

送電専門部会(事務局: 社団法人 日本電気協会)

b. 改正要請の趣旨，目的，内容等

当該規格は電技解釈に採用された規格であって，制定から約 10 年が経過していたことから，JESC 運営要領に基づき規定内容の確認を行いました。確認の結果，規定内容は適正であると判断しましたが，当該規格内の技術的規定で引用している JIS 規格が改正されたこと等により，改定の評価を行うものです。

(3) 配電専門部会；「配電規程（低圧及び高圧）」（JESC E0004）の改定について

a. 改正要請を策定した委員会

配電専門部会（事務局；社団法人 日本電気協会）

b. 改正要請の趣旨，目的，内容等

「配電規程（低圧及び高圧）」は，（社）日本電気協会の電気技術規程（JEAC 7001）として昭和 46 年に制定されて以来，配電設備の設計，工事，検査及び保守の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間自主規格として活用されており，平成 11 年 7 月に日本電気技術規格委員会の規格（JESC E0004(1999)）として制定しました。

今回の改定では，平成 23 年 7 月の「電気設備の技術基準の解釈」の全面改正の内容を反映する他，「架空電線と他物との離隔距離の規定明確化」や「構成変更」を反映しており，この改定について評価を行うものです。

(4) 発変電専門部会；「発変電規程」（JESC E003）の改定について

a. 改定案を策定した委員会名

発変電専門部会（事務局；社団法人 日本電気協会）

b. 改定案の趣旨，目的，内容等

発変電規程は，電気事業法に基づく技術基準を補完する民間自主規格として昭和 47 年に制定し，これまで発変電設備の保安確保のための維持基準として広く関係方面で活用されてきました。

当該規程については，技術基準の改正等の機会にあわせ，これまで数次の改定を重ねてきており，平成 12 年の改定では，「使用前安全管理検査制度」の創設を受け，試験及び検査に係る規定事項について改定を行いました。

今回は，前回改定から約 10 年が経過し，平成 23 年 7 月の「電気設備の技術基準の解釈」の全部改正をはじめとする関連法令の改正及び JIS，JEC 等の関連規格の更新が進んでいることから，改定を行ったものです。

3. 改正要請の提出予定

平成 24 年 10 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で，関連資料の閲覧が可能です。また，郵送による資料の送付も行っていますので，その際はお問い合わせください。資料を電子データで送付します。

ただし、郵送をご希望の場合、複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先、意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電話：03-3216-0553 (内線 269)

FAX：03-3214-6005

E-mail：JESC のホームページのお問い合わせのページからお願いします。

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

E-mail でお問い合わせの場合、JESC の HP(<http://www.jesc.gr.jp>)の「お問い合わせ」フォームから、お願い致します。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 24 年 8 月 31 日(金)

受付終了日：平成 24 年 10 月 1 日(月)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、FAX 又は電子メールアドレス)を明記し、書面若しくは電子メールにてご提出下さるようお願いいたします。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。